エ　その他

農産物の輸出に取り組む産地等への情報発信を強化するため、全国農業協同組合連合会の協力を得て、同連合会のホームページ（https://agri.ja-group.jp/export/case/jagroupcase/2195/）に本事業を紹介及びリーフレットのＰＤＦ版の掲載を行っていただいた。

また、全植検協の広報誌である「全植検協通報」（全植検協会員や地域協会の会員などに約１，０６０部を定期的に配付している。図６及び図７参照。）や地域協会の発行している会員誌等に事業内容等の掲載を行うなど植物検疫の関係者に対しても、本事業を産地等に紹介していただくよう呼びかけた。

平成 29 年
4 月 1 日
第 119 号

全植検協通報

《 発 行 》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田 3-4-3
Tel 03（5294）1520

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業について

農林水産省は、平成 29 年２月 15 日に「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を平成 29 年度から実施するとして総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨を公告した。全植検協では、当会が植物検疫に関して、知識や経験を持ち合わせており、また、オールジャパンで推進している輸出促進に寄与することも当会の役割と判断し、応札したところ、３月 17 日に当会が落札した。

当該事業の目的は、平成 28 年５月にまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠であること、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が設定されていないかまたは極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されることなどの課題を解決する必要があることなどから、植物検疫や病害虫防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進することである（別図参照）。

このため、全植検協では、当該目的を達成するために次により事業を推進することとしている。

（１）専門家リストの整備

①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野において、現場指導の経験を有する者を全国的に募集し、選定委員会で選定して専門家リストを整備する。

（２）相談窓口の設置

輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができる相談窓口を北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設する。また、当該相談窓口の開設について広報誌を作成して関係機関に配布し広報する。

更に、全植検協ホームページを改修し、相談窓口の開設案内するほか、関係機関のリンク掲載を行う。

（３）輸出産地等の現状把握の実施

輸出産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、相談受付から輸出実現までの取り組みを記録する「産地・事業者カルテ」を作成する。

なお、「産地・事業者カルテ」は次のような内容とする。

① 相談者の所属、氏名、連絡先
② 輸出を検討している農産物と輸出先国
③ ②について、輸出先国の規制に関する情報収集の状況
④ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
⑤ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等
⑥ 輸出に当たって、相談者が抱える課題

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業のイメージ

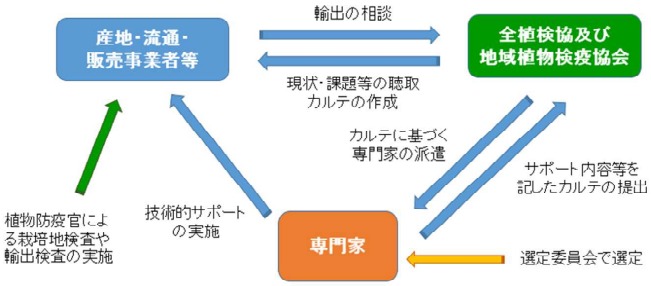

図６－１　全植検協通報第１１９号

（4）専門家による技術的サポートの実施

① 技術的サポート体制の検討

輸出産地等から聴取した内容を分析し、課題を解決するために適した専門家を選定する。また、選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、現地関係者を含めた検討体制を構築する。

② サポート事業の実施

サポート方針に基づき、専門家を現地に派遣するなどにより、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施する。なお、専門家の派遣は、40 産地程度を対象とする。また、技術的サポートを進めるに当たっては、サポートを実施した専門家の氏名、サポート内容、進捗状況等を取りまとめて「産地・事業者カルテ」に記録する。

（5）その他

当該事業の開始に当たり、植物検疫、病害虫防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る有識者で構成される検討会を開催し、本事業の実施方針に係る助言を踏まえて実施する。

全植検協では、上記事業を本年 4 月から実施する予定にしている。ついては、関係各協会の皆様方に専門家として参加いただき、当該事業の推進に是非ともご協力をいただきたいと考えている。

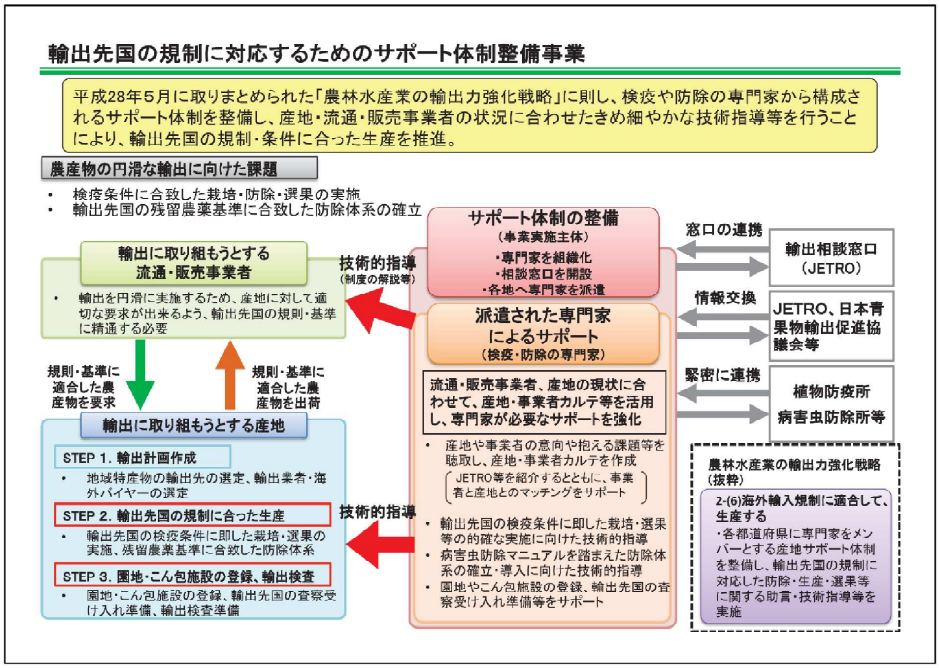

農林水産省ホームページから

図６－２　全植検協通報第１１９号

平成２９年
７月１日
第１２０号

全植検協通報

《　発　行　》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田 3-4-3
Tel　03（5294）1520

輸出先国の規制に対応するためのサポート事業の相談窓口を設置

当協会では、農林水産省の委託を受けて本事業を実施しています。輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、植物検疫や農薬残留等の専門家を派遣します。農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

サポート事務局：一般社団法人全国植物検疫協会内
TEL　０７０－１１８７－１５２０　　FAX　０３－５２９４－１５２５
Email　support@zenshoku-kyo.or.jp
URL　http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/

サポート事業の相談窓口は当協会の他、次の各地域にも相談窓口を設置しています。

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	（一社）釧路植物検疫協会内	釧路市	０７０－１４９５－７２７３
	小樽石狩植物検疫協会内	小樽市	０７０－１５４８－６１４７
	（一社）室苫植物検疫協会内	苫小牧市	０７０－１３５９－２９２５
東北地区	酒田植物検疫協会内	酒田市	０７０－３１７６－８４２７
関東地区	（一社）京葉地区植物検疫協会内	千葉市	０７０－１３７３－８０７７
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	高岡市	０７０－１４６１－５９７８
東海地区	東海地区植物検疫協会内	名古屋市	０７０－１５０２－９０３８
近畿地区	（一社）神戸植物検疫協会内	神戸市	０７０－１１８６－２９７５
	和歌山植物輸出入検疫協会内	和歌山市	０７０－１４０３－９２７６
中国地区	（一社）岡山県植物検疫協会内	倉敷市	０７０－１３９８－２７５２
	（一社）広島県東部植物検疫協会内	福山市	０７０－１４９９－７７５９
	（一社）広島植物検疫協会内	広島市	０７０－１４３４－４５７５
四国地区	（一社）香川県植物検疫協会内	坂出市	０７０－１４６１－６１６９
	（一社）高知県植物検疫協会内	高知市	０７０－１４１０－６８１４
九州地区	九州植物検疫協会内	北九州市	０７０－１４５２－６３８０
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	浦添市	０７０－１５５６－４３１２

図７　全植検協通報第１２０号

（４）産地等の現状把握の実施

ア　輸出産地カルテの作成

サポート事務局は、農産物を輸出しようとする生産者や輸出事業者、流通業者から相談等があった場合、輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、輸出実現までの取り組みを記録するため輸出産地カルテを第１回有識者検討会での意見等を踏まえて作成した。

輸出産地カルテは、図８のとおり①相談者の所属、氏名、連絡先、②輸出を検討している農産物と輸出先国、③輸出先国の規制に関する情報収集の状況、④輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）、⑤国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）、⑥輸出に当たって、相談者が抱える課題、⑦専門家の対応等の各項目、⑧サポート事業の実施状況、⑨生産園地等の見取り図、⑩産地等における検討体制、⑪サポートの成果等、⑫産地・事業者等との打ち合わせ等の概要、⑬サポートに当たって配付・使用した資料、⑭相談者から提供された資料等について、専門家の技術的サポートを実施した際に記載できるように工夫した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じるなど個人情報の管理にも十分留意した。

イ　産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国１６カ所に設置した相談窓口は、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。相談窓口が作成した輸出産地カルテについてはサポート事務局に速やかに提出させた。

サポート事務局においても、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

各相談窓口及びサポート事務局には、農産物の輸出に関して、生産者、輸出事業、流通業者、地方自治体、各種団体から多くの問合せや相談等が寄せられた。また、地方農政局等からサポート事務局を紹介された産地等もあった。

なお、相談窓口は輸出産地カルテの作成に当たり、必要に応じて当該相談者に

対し、相談内容を書面にして再確認を依頼する又は相談者から相談内容を記載した書面の提供を求めるなどにより、技術的サポートの実施に万全を期した。

㊙

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ

番号　　作成年月日：　　年　　月　　日

相談者					※主な生産物及び作付面積は、生産者（農家）の場合にのみ記入
区　分	生産者　　輸出事業者　　流通業者　　その他（　　）				
所　属			氏　名		
住　所			連絡先		
主な生産物及び作付面積(※)					
輸出を検討している農産物及び輸出先国					
農産物名		輸出先国名			
輸出先国の検疫条件等					
輸出計画の作成状況					
輸出時期		数　　量			
輸送形態		輸出予定港			
国内外のパートナーの有無					
産　　地		輸出業者			
通関業者		支援団体			
バイヤー		その他			
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容					
相談又は聴取内容に係る対応等					
作成者					
所　属			氏　名		
備考			措置		

※　当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

㊙

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ
（サポート事業の実施状況）

番号

項目	サポート日	サポート者名	サポート内容	進捗状況	備考
植物検疫関係					
病害虫防除・栽培管理関係					
農薬の残留等の関係					
備考					

※　当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図８－１　輸出産地カルテ

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ
（生産園地等の見取り図）

㊙

番号

（圃地の見取り図や周辺の状況等を図示したものを作成してください。）

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ
（産地等における検討体制）

㊙

番号

（体制の模式図や関係者名などをご記入ください。）

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図８－２　輸出産地カルテ

㊙

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ
（サポートの成果等）

番号

（サポートを実施したことによる成果や今後の予定等について、相談者から聞き取り記入してください。）

区分	１．輸出実績あり（１に記入）　２．今後、輸出する予定（２に記入）　３．輸出しない（３に記入）　４．その他（４に記入）

１．輸　出　実　績　（輸出回数が多い場合は集計して記入してください。この場合、輸出年月日は○月○日～○月○日と記入してください。）

1. 輸出先国 ：	
2. 輸出品目 ：	
3. 輸出年月日 ：	
4. 輸出回数 ：	
5. 数量（梱数、数量等）：	
6. 輸出価格（FOB） ：	
7. 今後の予定 ：	

２．今後の輸出等の予定　（輸出はまだ行われていないが、今後輸出予定がある場合、その予定や取り組み等について記入してください。）

３．輸出を断念した理由等　（輸出実績や輸出予定がない場合、輸出を断念した理由等を聞き取り記入してください。）

４．その他

対応	

※　当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

㊙

産　地　・　事　業　者　カ　ル　テ
（産地・事業者等との打ち合わせ等の概要）

番号

1. 相談日：
2. 相談者：
3. 専門家：
4. 概要

※　当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図８－３　輸出産地カルテ

（５）専門家による技術的サポートの実施

１）技術的サポート体制の検討

サポート事務局では、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、サポート事務局が選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

ア　産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

サポート事務局は、相談窓口から提出又はサポート事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。事業開始当初は、産地等に派遣する専門家は、相談者からの相談に応じて同一の分野の専門家１～２名を選定した。しかしながら、実際に専門家を産地等に派遣していく中で、相談者から専門家の専門分野以外についても併せて相談される場合が多くあった。その後、第２回有識者検討会での専門家の意見を踏まえて、植物検疫と栽培管理の専門家、植物検疫と農薬の適正使用（農薬残留）等の異なった分野の専門家がチームを組み派遣することで、これらの問題を解決した。

イ　サポート方針の協議

サポート事務局は、産地等が抱える課題解決のための具体的な方法等について、専門家と電話やメールで定期的に協議した。また、必要に応じて、植物防疫所など関係機関と対応等について協議し、これを踏まえて専門家に必要な指示を行った。

ウ　検討体制の構築

技術的サポートの実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、ＪＡの営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

２）　サポート事業の実施

サポート事務局は、サポート方針に基づき、専門家が栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し産地の実態に応じた技術的サポートを実施するよう指示した。産地等に派遣をされた専門家は、カルテに記載されている相談者が抱える課題に基づき、事前に作成した資料による説明や栽培状況の確認による指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。専門家が記録した輸出産地カルテは、毎回サポート事務局において内容を確認した。

具体的には、以下により実施した。

ア　専門家の派遣

サポート事務局は、産地等に派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともにサポート方針について当該専門家と協議した。

派遣された専門家は、当該農産物が輸出されるまで継続的に技術的サポートを実施するものとし、農作物の生育状況、病害虫の発生状況に応じて、栽培指導や病害虫防除又は農薬散布の指導、植物検疫の手続きや諸外国の植物検疫条件等の解説、植物検疫上問題となる事項、産地等の課題に添った指導を行った。

イ　進捗状況の確認

サポート事務局は、専門家から提出される業務日誌から、事業全体の進捗状況を把握した。

（６）第２回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善

ア　専門家ハンドブックの作成

事業開始当初は、専門家は産地等に提供する資料について各々の専門家がその都度作成していた。専門家の負担が大きくなる課題があったことから、第２回有識者検討会委員会において、サポート事務局が産地等に提供できる資料を取りまとめて、専門家が産地等の指導に利用しやすいようにしてはどうかという助言があった。そのため、平成３０年２月に開催した専門家会議時に、専門家ハンドブックを取りまとめた。なお、当該ハンドブックは、専門家がこれまでに実施したサポートにおいて使用した主な資料などを整理し、輸出品目毎に取りまとめたものである。

イ　専門家の情報収集

本事業では、専門家は産地等から寄せられた相談等に最新の情報で的確に対応することが求められている。そのため、サポート事務局では、技術的サポートに必要な情報収集を専門家に指示した。

植物防疫所が開催した「諸外国向け盆栽等の輸出検疫に係る説明会」、植物防疫課に講師を依頼した「米国及び豪州向け柿の輸出植物検疫条件等に係る説明会」等のシンポジウムや各種説明会において、専門家は最新の情報を入手し、産地等への技術的サポートに活用した。

ウ　農産物輸出に係る掘り起こしの実施

農産物の輸出に関しては、産地等が地方農政局等が設置する輸出促進協議会等に直接照会する事例もあったことから、地方農政局等と専門家が連携して、輸出に取り組む・輸出に取り組もうとする産地等を訪問し輸出に向けた課題についての支援を行った。

（７）その他

相談窓口やサポート事務局には、専門家の派遣要請以外にも、輸出者や流通業者等から寄せられた様々な要請についても対応した。

例えば、輸出先国の植物検疫要求に基づくくん蒸等の実施に当たって、くん蒸事業者等の紹介を求められた事例があった。サポート事務局は、地域の植物検疫に関する情報を持ち合わせていることから、該当地域の複数の事業者を紹介することができた。また、輸出先国の農薬の残留基準値について相談を受けた際には、当該国のホームページに掲載のあった英語の残留基準値にかかる情報を和訳し、資料として取りまとめて相談者に提供した。